**暮らし**

**みやぎ青年婚活サポートセンターの入会金を助成します**

　「みやぎ青年婚活サポートセンター」（http://seinenkaikan.or.jp/pisa/）は、県が委託運営する公共性の高い結婚相談所です。入会登録者に対し、交流会の開催や結婚相談、パートナーの紹介などのサービスを行っています。

　入会は1年単位で行うことができ、市では2回（2年）分の入会金を助成しています。詳しくはウェブサイトを確認するか、お問い合わせください。

対象　20歳～49歳のみやぎ青年サポートセンターに入会した人で、住民税などに滞納がない市民

助成金額　助成金の申請1回目：入会金の全額（上限15,000円）、助成金の申請2回目：入会金の半額（上限7,000円）

※入会回数を問わず、助成金の申請回数により金額が異なります。

申込　入会登録日から3カ月以内に、政策課で配布する申請書に必要書類を添えて、持参または郵送

※市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/22,34365,97,html）にも掲載しています。

問い合わせ 政策課政策企画担当 23-2129

**学生用国民健康保険被保険者証の手続きをしましょう**

　国民健康保険の加入者が、大学や専門学校などの就学で市外に転出する場合は、市内の家族と同じ世帯として扱うため、手続きが必要です。

　また、学生用の被保険者証を交付されていた人が、卒業や他の保険に加入した場合は、返却が必要です。

　該当する場合は、保険給付課、市民課、各総合支所市民福祉課のいずれかで手続きを行ってください。

※別世帯の人が手続きする場合は委任状が必要です。

**加入するとき（入学など）**

持ち物　①国民健康保険被保険者証　②在学証明書または合格通知　③手続きする人の本人確認書類（運転免許証など）

**返却するとき（卒業など）**

持ち物　①学生用被保険者証　②卒業年月日が分かる書類または社会保険の健康保険証など　③手続きをする人の本人確認書類（運転免許証など）

問い合わせ 保険給付課国民健康保険担当　23-6051

**学生納付特例の申請は忘れずに手続きをしてください**

　国民年金保険料の納付が困難な学生は、納付が猶予されます。市民課年金担当、各総合支所市民福祉課市民窓口担当、古川年金事務所のいずれかで手続きをしてください。

　令和元年度に該当し、令和2年度も在学予定の人には、申請書を送付します。必要事項を記入し、4月中に返送してください。在学している学校に変更がある人や申請書が届かない人は、在学証明書や学生証の写しを持参して再度申請をしてください。

　申請が遅れると、不慮の事故や病気で障がいになったときに、障害基礎年金を受給できない場合があります。

問い合わせ 古川年金事務所 23-1200、市民課年金担当 23-6079

**国民年金保険料が変わります**

**令和2年度の国民年金保険料**

　4月に1年分の納付書を送付します。各月の納付期限（翌月末日）までに納付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 国民年金保険料 |
| 定額 | 月額16,540円 |
| 定額+付加保険料 | 月額16,940円 |

**前納（納付書払い）の保険料割引**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前納 | 納付額 | 前納額 | 割引額 |
| 1年 | 198,480円 | 194,960円 | 3,520円 |
| 6カ月 | 099,240円 | 098,430円 | 0,810円 |

前納の納期限　1年前納・6カ月前納上期（4月～9月分）：4月30日、6カ月前納下期（10月～3月分）：11月2日

問い合わせ 古川年金事務所 23-1200、市民課年金担当 23-6079

**事業を始める人を応援します**

　「信用保証協会」は、中小企業・小規模事業者、これから事業を始める人が金融機関から事業に必要な資金を借りるとき、保証人となってサポートする公的機関です。

　創業に関する基本的なことから、資金調達など、気軽に相談ください。

問い合わせ 宮城県信用保証協会大崎支店　22-0722

**緑の募金に協力をお願いします**

　緑の募金で集められた募金は森林整備などの推進に充てられます。

　4月・5月は全国一斉の緑化運動強調月間です。緑豊かな生活を送るため、募金に協力をお願いします。

問い合わせ　農林振興課畜産・林政担当 23-7090、各総合支所地域振興課農林商工担当

**固定資産（未登記家屋）は届け出が必要です**

　市内に所有する固定資産（未登記家屋）に次の変更があった場合は、税務課家屋担当に届け出をお願いします。

対象　建物を取り壊した場合、所有者を変更した場合（所有権移転登記をする場合は不要）

問い合わせ 税務課土地担当・家屋担当 23-2148

**カラス・カルガモを捕獲（駆除）します**

　農作物への被害を防ぐため、カラスやカルガモを銃器で捕獲します。

期日　古川・松山・三本木・鹿島台・岩出山・田尻地域：4月18日19日、鳴子温泉地域：4月13日14日

時間　日の出から日没まで

場所　市街地・特定猟具使用禁止区域（銃）・鳥獣保護特別保護地区を除く市内全域

問い合わせ 農林振興課畜産・林政担当 23-7090、各総合支所地域振興課農林商工担当

**山菜の出荷と自家消費に注意してください**

　市内で採取した山菜のうち、基準値を超える放射性物質が検出され、国から出荷制限の指示が出ている品目は、絶対に出荷をしないよう注意をお願いします。

　自家消費をする場合は、食品等放射性物質簡易測定などで安全を確認してください。品目は市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/26,15128,125,html）で確認できます。

問い合わせ 農林振興課畜産・林政担当 23-7090

**ソーラー電気柵の導入経費を支援します**

　環境に配慮しながら、農作物の鳥獣被害を軽減できるよう支援します。

対象　市内の農業者

対象経費　ソーラー電気柵を導入する際の事業経費（国・県補助事業を活用する場合は対象外）

補助率　補助対象経費の半額以内（上限10万円）

申込　4月10日以降、農林振興課または各総合支所地域振興課の窓口に申し込み

問い合わせ 農林振興課畜産・林政担当 23-7090

**山火事を防止しましょう**

　春は山火事が発生しやすい季節です。山林付近で害虫駆除などのために火入れを行う場合には、必ず市の許可を受けて行ってください。

統一標語　「守りたい　森と未来を　炎から」

問い合わせ 農林振興課畜産・林政担当 23-7090

**農作業に伴う道路の泥汚れを防止しましょう**

　農業用機械で田んぼや畑から道路へ出る際は、必ず泥を落としてから走行してください。道路に落ちた泥は交通の妨げとなり、大変危険です。

　やむを得ず道路を汚した場合には、速やかに清掃するよう心掛けましょう。

　また、大きな泥の塊などが落ちていることに気付いた人は、道路脇への移動や清掃に協力をお願いします。

問い合わせ 建設課道路維持担当 23-8015

**新庁舎の市民交流エリアの活用についてアイデアを募集します！**

　大崎市役所本庁舎は、令和4年度中の供用開始を目指して、現在、実施設計を行っています。

　市では、庁舎活用とまちづくりの参考とするため、皆さんのアイデアを募集します。市民交流エリアへの期待や、

どんな活動やイベントをしてみたいかなど、たくさんのアイデアをお待ちしています！

提出方法　任意の様式に「氏名・住所・電話番号」を記入し、政策課（古川七日町1-1）に持参、郵送、ファクス、メール（seisaku@city.osaki.miyagi.jp）のいずれかで提出

※本庁舎建設の基本設計説明書（概要版）は、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/news/index.cfm/detail.1.35660.html）または市政情報センターで閲覧できます。

問い合わせ 政策課庁舎整備調整担当 電話23-2129 ファクス23-2427